
規 則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 号

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則（昭和25年高知県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成24年度分の事業から適用する。

規 則

◎土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

新

旧

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則(抜粋)

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(分担金の額)

(分担金の額)

第2条 次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、当該各号に掲げる割合に相当する額から負担金の額を控除して得た額とする。

第2条 次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、当該各号に掲げる割合に相当する額から負担金の額を控除して得た額とする。

(1) 略

(1) 略

(2) 経営体育成基盤整備事業(区画整理事業に限る。) 事業費の 100分の15

(2) 略

(3) 略

2 略

2 略

土地改良事業費分担金徴収条例施行規則をここに公布する。

○土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則

(昭和25年12月19日規則第93号)

改正	昭和41年3月29日規則第10号	昭和42年10月27日規則第53号	昭和43年12月24日規則第64号
	昭和44年10月31日規則第51号	昭和45年7月17日規則第36号	昭和45年11月13日規則第61号
	昭和47年2月22日規則第6号	昭和47年11月14日規則第79号	昭和48年8月17日規則第55号
	昭和53年11月4日規則第54号	昭和54年11月13日規則第52号	昭和55年12月5日規則第57号
	昭和56年8月11日規則第60号	昭和58年3月31日規則第12号	昭和62年3月31日規則第17号
	昭和63年6月14日規則第29号	平成2年11月30日規則第41号	平成4年3月31日規則第17号
	平成5年4月1日規則第33号	平成5年9月29日規則第60号	平成7年3月17日規則第16号
	平成10年3月6日規則第11号	平成14年2月20日規則第7号	平成15年3月28日規則第22号
	平成16年3月30日規則第35号	平成16年7月16日規則第85号	平成22年3月31日規則第20号
	平成23年12月28日規則第75号	平成24年9月28日規則第70号	

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則

題名改正〔平成4年規則17号〕

(趣旨)

第1条 土地改良事業費分担金等徴収条例(昭和25年高知県条例第74号)第2条第4項に規定する分担金(以下「分担金」という。)の額並びに分担金の徴収及び同条第6項の規定により市町村に負担させる負担金(以下「負担金」という。)の負担の方法は、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和45年規則36号・平成4年17号〕

(分担金の額)

第2条 次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、当該各号に掲げる割合に相当する額から負担金の額を控除して得た額とする。

(1) かんがい排水事業 事業費の100分の15

追加〔平成23年規則75号〕

(2) 中山間地域総合整備事業 事業費の100分の15

一部改正〔平成22年規則20号・23年75号・24年70号〕

一部改正〔平成22年規則20号・23年75号・24年70号〕

2 前項各号に規定する事業費の額は、当該事業の事業費から電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電気通信設備(認定電気通信事業者の設けたものに限る。)の移転に係る工事費及び電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する電気工作物の移転に係る工事費を控除した額とすることができる。

一部改正〔平成22年規則20号〕

全部改正〔昭和42年規則53号〕、一部改正〔昭和43年規則64号・44年51号・45年36号・61号・47年6号・79号・48年55号・53年54号・54年52号・55年57号・56年60号・58年12号・62年17号・63年29号・平成2年41号・4年17号・5年33号・60号・7年16号・10年11号・14年7号・15年22号・16年35号・85号・22年20号・23年75号・24年70号〕

(分担金の徴収等)

第3条 分担金又は負担金は、その年度の事業費予算額により算定し、3月に徴収し、又は負担させる。ただし、繰り越した事業に係る分担金又は負担金については、当該事業が完了した時に徴収し、又は負担させる。

全部改正〔昭和42年規則53号〕、一部改正〔昭和56年規則60号・平成4年17号〕

(分担金の精算等)

第4条 分担金又は負担金の精算は、年度経過後出納閉鎖期までに行い、過納額は還付し、又は次年度の納付額に充当し、不足額は追徴し、又は負担させる。

一部改正〔平成4年規則17号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和25年度分担金徴収については、第3条の規定にかかわらず、昭和26年2月に徴収するものとする。

付 則(昭和41年3月29日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過規定)
- 2 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係る昭和40年度の実担金の徴収については、土地改良事業費分担金徴収条例施行規則第3条の規定にかかわらず、昭和41年3月31日までに徴収するものとする。

付 則(昭和42年10月27日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年度分の事業から適用する。

付 則(昭和43年12月24日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年度分の事業から適用する。

付 則(昭和44年10月31日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年度分の事業から適用する。

付 則(昭和45年7月17日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年度分の事業から適用する。

付 則(昭和45年11月13日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年度分の事業から適用する。

付 則(昭和47年2月22日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年度分の事業から適用する。

付 則(昭和47年11月14日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年度分の事業から適用する。

付 則(昭和48年8月17日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年度分の事業から適用する。

附 則(昭和53年11月4日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年度分の事業から適用する。

附 則(昭和54年11月13日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年度分の事業から適用する。

附 則(昭和55年12月5日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年8月11日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地改良事業費分担金徴収条例施行規則の規定は、昭和56年度分の事業から適用する。

附 則(昭和58年3月31日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地改良事業費分担金徴収条例施行規則の規定は、昭和57年度分の事業から適用する。

附 則(昭和62年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地改良事業費分担金徴収条例施行規則の規定は、昭和61年度分の事業から適用する。

附 則(昭和63年6月14日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地改良事業費分担金徴収条例施行規則の規定は、昭和63年度分の事業から適用する。

附 則(平成2年11月30日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地改良事業費分担金徴収条例施行規則の規定は、平成2年度分の事業から適用する。

附 則(平成4年3月31日規則第17号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成5年度分の事業から適用する。

附 則(平成5年9月29日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成5年度分の事業から適用する。

附 則(平成7年3月17日規則第16号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月6日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年度分の事業から適用する。

附 則(平成14年2月20日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成13年度分の事業から適用する。

附 則(平成15年3月28日規則第22号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日規則第35号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月16日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成21年度分の事業から適用する。

附 則(平成23年12月28日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成23年度分の事業から適用する。

附 則(平成24年9月28日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成24年度分の事業から適用する。